

⑪ 診療所開設許可申請事項変更届

概要説明	医療法施行令第4条第1項、医療法施行規則第1条の14第4項及び第2条第3項に基づき、「法人」が診療所の開設許可事項の一部を変更する場合の届出書です。
変更届を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設者の住所、名称、代表者 2 診療所の名称 3 室名（病床数減に限る。） 4 総病床数、病床種別ごとの病床数、各病室の病床数（病床数減に限る。） 5 診療科目 6 定款、寄付行為
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設許可申請事項変更届（様式第11号） 変更事項により以下の書類が必要です。詳細はお問い合わせください。 2 建物の平面図（新旧、変更場所色分け） 3 麻酔科標榜許可書（原則原本確認） 4 新旧対照表 5 定款又は寄付行為の写し <p>それぞれ1部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は2部）</p>
受付期間	変更日～変更後10日以内
受付窓口	<p>〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL; (083)231-1711 FAX ; (083)231-1376</p>
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更する事項によっては、②診療所開設許可事項変更許可申請又は⑫診療所開設後届出事項変更届が必要となりますのでご確認ください。 ・ 有床診療所においては、変更後、使用前に⑩診療所構造設備検査申請を行い、使用許可を受ける必要がある場合があります。
備考	<p>以下関係先等に事前相談を行い、手続に遺漏のないようご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関に係る指定等：中国四国厚生局山口事務所(083-902-3171) ・ 医療法人の定款変更等：山口県医務保険課(083-933-2820) ・ 麻薬施用者等免許：山口県薬務課(083-933-3018) ・ 結核等指定医療機関、外来医療計画等：下関市役所